(目的)

第1条 この要綱は、大和市健康都市プログラムに基づく健康都市推進施策の具体的な取組の検討に資するため、大和市健康都市推進市民会議(以下「市民会議」という。)の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所管事項)

- 第2条 市民会議は、次に掲げる事項について必要な議論を行い、必要に応じて市長に意見を述べる。
  - (1) 大和市健康都市プログラムに掲げるリーディングプロジェクトの具体的な取組内容に関すること。
  - (2) 前号に規定するリーディングプロジェクトを実践する仕組みの検討に関すること。

(構成員等)

- 第3条 市民会議は、次に掲げる区分により選出された9人以内の委員をもって組織する。
  - (1) 市内で健康づくり活動に携わる者
  - (2) 公募による市民
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残 任期間とする。

(会長及び副会長)

- 第4条 市民会議に会長及び副会長を置くものとし、委員の互選により選出する。
- 2 会長は、市民会議の会務を総理し、市民会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、その職務を代行する。 (市民会議の招集等)
- 第5条 市民会議は、会長が招集する。
- 2 市民会議は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 市民会議の庶務は、健康都市主管課が行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、市民会議の運営について必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、公表の日から施行する。